

学校生活規則

生徒は、以下にある事項を守り、規律ある高校生活を送ること。

1. 欠席・遅刻・早退について

1. 始業時刻までに登校し、教室に入ること。原則としてこれ以降に登校した場合は遅刻とする。また、教室には8時15分には入るように心がけること。
2. 欠席や遅刻をする場合は、原則保護者の方より学校に連絡をしてもらうこと。
3. 遅刻をした場合は、以下とする。なお、指導等については別途定める。

朝学の途中で登校した場合

直接教室に行き、教室にて入室許可証をもらうこと。

朝学終了後に教室に入る場合

職員室に行き、入室許可証をもらってから教室に行くこと。

4. 早退する場合は、原則担任に外出許可証を発行してもらうこと。

なお、許可のある場合を除いて、登校時から SHR 終了まで学校から出ないと。

2. 最終下校時刻について

最終下校時刻は以下とし、厳守すること。なお、学校行事等で変更になる場合がある。

午前授業時、土・日・祝日 17時30分

通常授業時 17時45分

(体育館更衣室は 17時35分まで)

3. 通学時について

1. 自転車通学を希望するものは、学校に「自転車通学許可願」を提出すること。また、自転車に乗る際は交通法規とマナーを守ること。
2. 単車やフル電動自転車、電動を含むキックボード等での通学は禁止する。
3. 通学には必ず靴を履くこと。また、上履きは、自分の名前を明記した学年別の

所定のものを履くこと。

4. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル機器等の電子機器の扱いについて
校内において、携帯電話・スマートフォン、ウェアラブル機器等の電子機器の使用は以下とする。なお、指導等については別途定める。

授業中 (チャイムの鳴り始めから授業終了時の礼が終わるまで)

音等が鳴らない設定にし、カバンの中にしまうこと。

担当教員の許可があるとき以外は触ってはいけない。

許可のあるときでも別の用途で使用しないこと。

考查中

考查終了時刻まで校舎内に持ち込んではいけない。
ロッカーへ入れること。

5. 服装・頭髪等について

1. 服装等は端正質素を旨とし、常に本校生徒としての品位を保つこと。
2. 登下校の際は休日でも以下の規定で定める制服を着用すること。
3. 制服の規定は以下のよう定める。ただし、すべて本校指定のものとする。

冬期

- ・上着はブレザーとし、下はスカート、スラックスのいずれかを着用すること。
- ・上着の下にはカッターシャツまたはブラウスを着用すること。

夏期

- ・カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツのいずれかを着用すること。
- ・下はスカート、スラックスのいずれかを着用すること。

冬期・夏期 共通

- ・式典および集会時は、冬期はブレザーとリボンまたはネクタイを着用すること。（普段のリボンまたはネクタイの着用は自由とする）

- ・本校指定のセーター、ベストを着用してもよい。
- ・登下校時に限り、コート類および防寒具を制服の上から着用することを可とする。なお、防寒具は高校生として品位を失わないものとする。
- ・正しく制服を着こなすことを目的として、以下のことを禁止する。
 - 変形した制服を着用する。（スカート丈を短くするなど）
 - シャツの裾を出す。
 - スラックスの裾をまくる。
 - スカートの下に体操服等のジャージを着用する。

【衣替え】 ※ 気候に応じて移行期間を設ける。

冬期 11月1日～4月30日

夏期 5月1日～10月31日

4. 頭髪については、染色（髪色が変化するトリートメント等も含む）

- ・脱色・パーマ・付け毛等を禁止する。

5. ピアス・指輪等の装身具の着用、および化粧をすることを禁止する。